

第5回木津川市清掃センター建設審議会次第

日時：平成21年10月2日（金）
午後2時から
場所：木津川市会議室4-3（4階）

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

（1）第4回清掃センター建設審議会会議結果要旨について

（2）前回審議会のまとめについて

（3）位置選定の手順と評価方法について

（4）クリーンセンター施設・立地のコンセプトに基づく位置選定の評価項目等について

4 そ の 他

（1）第6回本審議会の開催日程について

（2）クリーンセンター見学会（市民対象）の実施について

5 閉 会

第5回清掃センター建設審議会資料



前回審議会のまとめ

- 1 清掃センター建設審議会の議事の流れ
- 2 クリーンセンター施設・立地のコンセプト等
- 3 第4回清掃センター建設審議会におけるクリーンセンター立地に関する
主な提案・意見

平成21年10月2日
木津川市清掃センター推進室

1 清掃センター建設審議会の議事の流れ

第1回
(H21.5.29)

- 1 委員委嘱
- 2 会長、副会長の選出
- 3 諮問「ごみ焼却場木津川工場の建設候補地の選定について」

【諸問の要旨】
現在、本市の可燃ごみについては、西部塵埃処理組合打越台環境センターにおいて焼却処理していますが、処理しきれない状況です。
また、昭和55年に稼働して以来、老朽化が相当に進んでおり、木津町、山城町及び精華町の合意事項に基づき、市民の日常生活に欠かすことのできないクリーンセンターを早期に建設することが、喫緊の課題です。
本市が昨年度に示した5つのクリーンセンターの建設候補地から望ましい建設候補地を概ね1年以内を目途に選定することについて、
諮問します。
- 4 木津川市のごみの現状と清掃センター建設の必要性について
- 5 スケジュールについて

第2回
(H21.6.29)

- 1 5候補地の調査・視察
- 2 先進地事例の調査・視察・ヒアリング（枚方市）

第3回
(H21.7.10)

- 1 先進地事例の調査・視察・ヒアリング（橿原市、尼崎市）

第4回
(H21.8.10)

- 1 先進地事例の調査・視察・ヒアリングのまとめ
- 2 クリーンセンター施設のコンセプト・目標について
- 3 5候補地の調査・視察のまとめ
- 4 クリーンセンター立地のコンセプト・目標について
- 5 クリーンセンター建設に向けての目標について

第5回
(本日)

- 1 位置選定の手順と評価方法について
- 2 クリーンセンター施設・立地のコンセプトに基づく位置選定の評価項目等について

2 クリーンセンター施設・立地のコンセプト等

クリーンセンター施設のコンセプト・目標について

1 環境保全重視

- ① 適正な自主排出基準の設定
- ② クローズドシステム化
 - a) 循環再利用、b) 無機排水を流さない
- ③ 地域に適したきれいな環境施設

- ④ 我が国のクリーンセンターの技術・経験の蓄積による最新かつ信頼できる技術の活用
- ⑤ 定期的な環境保全調査の実施
- ⑥ 安全保全協定と安全保全委員会

2 安全、安心、安定重視

- ① プラットフォーム投入口の2重扉化
- ② 排出状況の数値化・リアルタイム表示
- ③ 廃棄物・資源の流れの表示と情報公開
 - a) データ・施設の公開、b) リアルタイムにデータ公開

- ④ 安全運転管理システムの導入と安定稼働の確保
- ⑤ 災害時における避難場所や生活必需品等の提供など、地域支援機能の確保

3 資源循環・エネルギー活用

- ① 温水利用
- ② 自家発電
- ③ 資源の循環リサイクル

4 関西文化学術研究都市“木津川市”にふさわしい環境都市を象徴するクリーンセンター

- ① 木津川の流れ、緑豊かな自然環境と調和したデザイン性の確保
- ② 環境ゾーン（広さ、ゆとり、快適性）の確保
- ③ ランドマーク

5 環境学習重視

- ① 児童・生徒の環境学習の場
- ② 大人の環境学習・セミナーの場
- ③ 環境研究開発企業との連携・交流機能

6 経済性

- ① 収集・運搬距離
- ② 施設建設に係るライフサイクルコストの経済性

※ライフサイクルコスト(life cycle cost)…企画、設計に始まり、工事・運用を経て、修繕、耐用年数の経過により解体処分するまでを建築物の生涯と定義して、その全期間に要する費用。

2 クリーンセンター施設・立地のコンセプト等

クリーンセンター立地のキーワード

位

置

市街地・集落等との距離

立地場所・敷地面積

市民の関心・監視体制、地域住民の理解、給水・排水（インフラ）、用地取得、造成、緑地帯の確保、環境への影響、将来的に求められる機能

収集運搬距離・搬入路

アクセス道路の幅員確保、運搬ルート、運搬ルートの交通量、収集運搬コスト

市民の利用

駐車場の確保、利便性の高い位置選定、付帯施設の魅力、環境学習機能、訪れやすい雰囲気

地域・環境整備

デザイン性、周辺環境との調和、クリーンな都市施設、木津川市のイメージにマッチ、環境ゾーン

クリーンセンター立地のコンセプト

木津川市のランドマーク
環境都市のシンボル

木津川市のイメージを
デザイン化

周辺環境・地域との調和

住民の理解が得られる施設

住民の関心・監視

交通の利便性の確保

緑地・空間の確保

基礎的立地条件の確保

自然環境的景観、文化的景観
との調和

市街地、集落等からの距離

埋蔵文化財の保護、
自然災害危険性の回避

インフラの確保
(給水、電気、排水等)

用地取得・造成・収集運搬の
経済性

3 第4回清掃センター建設審議会におけるクリーンセンター立地に関する主な提案・意見

環境ゾーン

- ・クリーンセンターを環境都市のシンボル、ランドマークとして活用することについて、市民が憩える環境ゾーンとして設定し、その中核施設としてクリーンセンターを位置付けてはどうか。

環境学習の場

- ・子どもの時からごみの減量などに対する興味・関心がわくように、クリーンセンターに環境学習の場や環境に関する情報発信の機能を備えることも大切である。

訪れやすい雰囲気のある場づくり

- ・住民のみなさんにクリーンな都市施設としてのイメージを持ってもらうための仕掛けづくりや、気軽に訪れやすい雰囲気づくりを進めることが必要である。

施設内容と用地面積

- ・リサイクルセンターなど将来、求められることが予想される機能も考慮して、用地面積や候補地を検討する必要がある。

第5回清掃センター建設審議会資料



位置選定の手順と評価方法について

- 1 位置選定の流れ
- 2 位置選定の評価方法

平成21年10月2日
木津川市清掃センター推進室

1 位置選定の流れ

与

件

清掃センター建設設計画検討結果(平成20年度)

- 基礎的条件…資料No. 20のとおり。
- 敷地面積 …概ね2.7ha以上を必要とする。
- 5候補地
 - ・木津石塚80-2他
 - ・鹿背山川向3-3他
 - ・加茂町河原大西山地内
 - ・加茂町大畠地内
 - ・加茂町西小地内



諮詢

問

○5つの候補地から望ましい候補地を選定することについて(第1回審議会)



審議会

クリーンセンター施設・立地のコンセプト・目標の確認 【共通認識の形成】

…第2、3、4回審議会

位置選定の評価方法、評価の項目・視点等の検討

【評価のものさしの検討】

…第5、6回審議会

候補地の選定(比較検討、評価)

【望ましい候補地の選定】

…第6、7、8回審議会

【位置選定の考え方】

候補地の位置選定について、クリーンセンターの施設及び立地のコンセプト・目標（基本的な考え方、方向性）に基づき、評価するための“ものさし”となる評価項目・評価視点・評価基準等を定めて選定する。

なお、評価項目等（素案）については、資料No. 21のとおり。

【位置選定の評価方法】

各候補地について、各評価項目を定性的に評価し、総合的に優劣を判断し、望ましい候補地を選定する。

なお、評価項目のうち、収集・運搬距離など定量的な数値を示すことができるものは、その数値を示し、評価するものとする。

基礎的選定基準について

木津川市クリーンセンター候補地選定に係る基礎的選定基準		参考：建設省計画標準(案)-昭和 35 年
選定基準	特記事項	
—		①都市計画区域内に設けることを原則とする。
①自然環境的景観や文化的景観を阻害する場所は避けること。	<ul style="list-style-type: none"> ・風致地区（同予定地区） ・京都府景観資産登録地（同予定地） ・京都府歴史的自然環境保全地域など 	②風致地内、景勝地内、優良な住宅地（住居専用地域等）には設けないこと。
②市内のごみを搬入するのに収集運搬距離がなるべく短いこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・収集運搬距離については、収集、運搬コストを考慮することとする。 	③ごみの搬入及び焼却後の残渣の処理に便利な場所を選ぶこと。
③大型車両が通行可能な道路が整備できているか、整備が可能な場所であること。		
—		④卸売市場、火葬場、と畜場との隣接・併置を避ける。
—		⑤恒風の方向に対して市街地の風上をさけること。
—		⑥人の近接しない場所を選ぶこと。
④人口の密集した地域や住居系の用途地域から、概ね 500m 以上離れていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・500m 以内に設ける場合は、用地境界に緩衝緑地を設けること。 ・住居系の用途地域とは、都市計画法第 8 条に規定する第 1 種住居専用地域～準住居専用地域をいう。なお、市街地開発に伴う暫定的に定められた住居系は除く。 ・人口の密集した地域には、市街化区域以外の集落を含むものとする。 	⑦市街地及び将来の市街地（予想区域）から 500m 以上離れた場所を選ぶこと。
⑤300m 以内に学校、幼稚園、保育所や病院がないこと。		⑧300m 以内に学校、病院、住宅群又は公園がないこと。
⑥防災上、災害の危険性がある場所でないこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・急傾斜地崩壊危険区域 ・地滑り防止区域 ・砂防指定地 ・土砂災害警戒区域 ・ハザードマップに示す浸水のおそれのある区域など 	
⑦電気、ガスや水道等の供給設備の整備が困難でないこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・木津川市域全体から候補地を検討することとする。 	
⑧その他 (1)埋蔵文化財の存在が明確な場所でないこと。 (2)用地取得が容易であること。 (3)敷地造成にあたり、経済面で有利であり、安全性が高いこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・候補地の面積について、施設計画の実現及び施設の改造、増築や建替などを考慮したものとする。 	

評価項目について(素案)

1 評価項目及び評価の視点について

クリーンセンター位置選定に際しての基本的な考え方・目標		評価項目	評価の視点	備考
クリーンセンター施設のコンセプト・目標	クリーンセンター立地のコンセプト・目標			
1 環境、保全重視	木津川市のランドマーク 環境都市のシンボル	木津川市のイメージをデザイン化	環境都市のシンボル、ランドマークとしての活用度	クリーンセンターが環境都市のシンボル・ランドマークとして活用・アピールができる位置であること。
2 安全、安心重視		周辺環境・地域との調和	周辺環境への影響度	開発面積の度合が少ないこと。
3 資源循環・エネルギー活用		住民の関心・監視	住民の監視	住民が監視しやすい場所であること。
4 関西文化学術研究都市 “木津川市”にふさわしい 環境都市を象徴する クリーンセンター			住民の利用度	住民が行き来しやすく、利用しやすいこと。
5 環境学習重視		交通の利便性の確保	前面道路の幅員の状況	道路幅員等が確保されていること。
6 経済性			前面道路の交通量	現状の前面道路の交通量、ネットワーク状況等について、収集運搬車による影響が少ないこと。 前面道路の交通量は、候補地付近の交通センサスによる。
		緑地・空間の確保	環境ゾーン整備の可能性	用地拡張ができること。
	基礎的立地条件の確保	自然環境的景観、文化的景観との調和		既に条件を満たしている土地
			市街地・集落との近接状況	候補地と市街地・集落との直線距離が確保されていること。
		埋蔵文化財の保護、自然災害危険性の回避		既に条件を満たしている土地
			インフラの確保	電気、給水、排水の整備できること。
		用地確保・造成・収集運搬の経済性	用地確保の容易性	用地確保が容易であること。 必要敷地面積…概ね 2.7ha 以上
			造成工事の容易性	敷地造成に際し地形が活かせること。
			収集運搬の合理性、経済性	各小学校からの候補地までの直線距離について、各小学校区人口による人口加重平均距離が短いこと。
			収集運搬の経路	他の自治体に迷惑を掛けないこと。

2 評価項目の重要度、評価基準について

評価項目について、クリーンセンターの位置選定に際しての基本的な考え方・目標に基づく重要度、評価の視点及び評価基準を定め、客観的・定性的に評価し、総合的に判断する。

都市計画運用指針(平成18年11月 国土交通省)抜粋

都市計画運用指針において、汚物処理場、ごみ焼却場及びその他の廃棄物処理施設の計画について、次のとおり記述されています。

1 廃棄物処理施設の都市計画の考え方

①廃棄物処理施設については、都市計画決定することによりその手続の中で、他の都市計画との計画調整や関係者間の合意形成が図られ、より円滑に整備することが可能となる。

したがって、当該都市計画区域において計画的に整備するものとして、廃棄物処理法第5条の5に規定する都道府県廃棄物処理計画（以下「廃棄物処理計画」という。）又は都市計画区域マスター・プランに位置付けられた施設をはじめ、恒久的かつ広域的な処理を行うものについては、都市計画決定することが望ましい。また、最終処分場についても、その跡地利用を適切に勘案することにより将来の都市づくりを見通したものとなることから、恒久的な性格を有するものとして、都市計画決定の対象とすることが考えられる。

廃棄物処理施設を都市計画決定するに当たっては、当初から都市計画決定の手続と廃棄物処理法の許可手続の連携を図る等都市計画担当部局は廃棄物処理担当部局と緊密に連携して廃棄物処理計画との整合を図りながら円滑かつ効率的な事務処理が行われるよう配意することが望ましい。

②特に、産業廃棄物処理施設は、近年その立地が問題となることが多く、その計画的立地の役割を都市計画に期待されている産業廃棄物処理施設のほとんどは、規模が大きく、他の市町村からの産業廃棄物も併せて処理している。また、平成12年の改正後の廃棄物処理法においては、産業廃棄物処理施設の適正な処理を確保するために都道府県の責務が明確化されているところであり、産業廃棄物処理施設に関する都市計画の決定に当たっても、その趣旨が十分反映されるべきである。

2 廃棄物処理施設の計画に当たっての留意事項

廃棄物処理施設の設置に当たり、都市計画の観点として少なくとも以下の項目に留意することが望ましい。

（1）基本的考え方

廃棄物処理施設には法第11条第1項第3号の汚物処理場、ごみ焼却場、その他の処理施設が該当するため、適当な種類を選択して決定することが望ましい。

処理区域の広がり、人口の分布、設置する施設の特性、及び関連する施設との連携を総合的に勘案することが望ましい。

（2）配置

各施設の配置は、市街地の広がり、廃棄物等の輸送の効率性等を勘案したうえで、なるべく集約して配置することが望ましい。

（3）区域

施設の敷地は、搬出入や緑化等に必要な土地に加え、増築、改築、移設に必要な土地をあらかじめ確保しておくことが望ましい。

（4）位置

①主な搬出入のための道路が整備されているか、整備されることが確実であることが望ましい。
②市街化区域及び用途地域が指定されている区域においては、工業系の用途地域に設置することが望ましい。

③災害の発生するおそれの高い区域に設置することは望ましくない。

④敷地の周囲は、緑地の保全又は整備を行い、修景及び敷地外との遮断を図ることが望ましい。

また、最終処分場は、必要に応じ緑地等を決定し、処分終了後に整備すること等により自然的環境の回復を図ることが望ましい。

⑤ごみ焼却場等については、必要に応じ地域における熱供給源として活用することが望ましい。

この場合は、関連する地域冷暖房施設等についても一体的に定めることが望ましい。

最新クリーンセンター見学会

日 程：10月28日 (水)

見学先：午 前 枚方市東部清掃工場（大阪府枚方市）
午 後 クリーンセンターかしら（奈良県橿原市）

コース：午前の部（午前9時～正午） 午前9時市役所東側駐車場集合
午後の部（午後1時～5時） 午後1時市役所東側駐車場集合
終日の部（午前9時～午後5時） 午前9時市役所東側駐車場集合

定 員：50人（先着順）

対 象：市内にお住まいの方

申込み：10月23日までに、電話・ファックス・E-mailで、住所・氏名・年齢・
電話番号・参加希望コース・昼食の有無（終日コースを希望の方のみ）
を、事務局まで連絡ください。

その他：昼食場所として市役所会議室を準備しております。

お弁当・お茶をご持参されない方に、昼食を事務局であつ旋します。

なお、あつ旋を利用される場合、費用が1,000円必要ですので、当日
ご持参ください。

連絡先：まち美化推進課 清掃センター推進室
電話：75-1215 FAX：72-3900
E-mail：clean-center@city.kizugawa.lg.jp

申込み用紙

住 所	木津川市		
フリガナ 氏 名		年 齢	
電話番号	—		
希望参加 コース	午 前 の み、 終 日（昼 食：必要あり・必要なし） 午 後 の み、		